

## 社会福祉法人 くだまつ平成会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年5月10日～令和11年5月9日までの5年間

2. 内容

目標 1. 育休休業取得率 100%及び1カ月以上の育休取得をすること
-------------------------------------

<対策>

- 令和6年5月10日～ 育児休業中の雇用保険給付の説明を開始
- 令和6年5月10日～ 休業中の復帰後の相談に応じることを開始
- 令和6年5月10日～ 法人内に設置した企業主導型保育園の定期利用及び一時保育等の円滑な利用を図ることを開始
- 令和6年10月～ やまぐちとも×いく応援企業に登録をする。